

# 貸金業協会のあり方とカウンセリング業務

## (1) 新法による貸金業協会のあり方

新法において、貸金業協会は、全国を地区とし内閣総理大臣の認可を受けた認可法人とされ、都道府県の区域ごとに支部を設けなければならないこととされた（法二五、二六、三四条）。旧法下において、貸金業協会が都道府県ごとに一個の社団法人とされ、協会を会員とする社団法人である全国貸金業協会連合会を設立することができることとされていたのを根本的に改編したものである。これは、旧法下において貸金業者の協会加入率が低く（二〇〇六年三月現在四九・三パーセント）、全金連は都道府県協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うに過ぎないものとされていたため、自主規制団体としての機能が十分に果たせず、また全国一律の規制が行き届かない状況があったことから、全国一個の認可法人とし、協会の定める自主規制基準を金融庁が認可する枠組みを作ることによって、協会を通じての規制を実効的に行えるようにしたものである。

なお、協会に加入していない業者に対しては、内閣総理大臣又は都道府県知事が、協会の自主規制基準と同等の規則の作成を命じるなどして、直接監督することになっている（法二四条の六の一）。

## (2) 協会の目的及び業務と活動の限界

新法二五条一項は、新貸金業協会の目的を「資金需要者等の利益を図り、貸金業の適正な運営に資すること」と定め、資金需要者等の利益を第一の目的とした。そして、業務規程として、協会員の過剰貸付けの防止に関する事項、協会員の広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項、協会員の勧誘に関する事項、苦情の解決に関する事項、資金需要者に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項などの事項を定めなければならないものとした（法三二条）。

そして、協会は、協会員が、法令、法令に基づく行政官庁の処分又は協会の定款等に違反する行為をした場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、権利停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定款に定めなければならないとされ（法三八条）。これによって、自主規制の実効性を保たせようとしている。

## (3) 新貸金業協会の相談・助言（いわゆるカウンセリング）業務

上記のとおり、新貸金業協会は業務規程に「資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項」を掲げなければならないものとされた（新法三二条八号）。

このように新貸金業協会が一定の範囲でカウンセリングの機能を果たすべきことが規定されたとしても、従来多くの貸金業協会が行っていた特定調停類似の「債務整理」については、貸金業協会に加入していない信販会社等との関係で強制力がなく、全体的解決にはつながらないこと、貸金業協会が中立的立場にはなり得ず実質的に民法一〇八条前段の自己契約に当たるものといえることなど、様々な問題があり、法的な問題が解決されたとは言えない。

したがって、法三二条の定める「借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援」には「債務整理」は含まれず、多重債務状態にある者に対して多様な選択肢を示して適切な解決方法をアドヴァイスし、借入れまたは返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができる団体を紹介する（法一二条の八参照）など、資金需要者等の利益のために情報提供をする業務に限られると解すべきである。

以上